

飛騨市まちの元気応援事業助成金

趣旨

- 市民が主体となっていく、飛騨市を元気にする活動を支援する制度
- 事業に要する経費の一部を補助

対象者

- ✓ 活動拠点が市内にある法人・団体・個人
- ✓ 市税等の滞納がないこと
- ✓ 宗教・政治・営利目的ではないこと
- ✓ 暴力団関係の活動ではないこと

どんな活動に使えるの？

対象事業

- ✓ 飛驒市が元気になる事業
- ✓ 地域に根付いていくことを目的にした事業
- ✓ 他の補助金等の交付対象になっていない事業
- ✓ 営利目的の活動、特定の団体の利益になる事業は除きます

重要な視点：公益性があるか（説明を求めます）

活動に合わせて選べる「メニュー」

部門	ポイント	補助上限／補助率
まちの元気支援部門	通常メニュー 事業年数により補助率が変わる	①1～2年目事業 上限30万円, 補助率2/3 ②3年目事業 上限20万円, 補助率2/3 ③4年目以降の事業 上限10万円, 補助率1/2
まちの未来応援部門	事業の継続を目的に、 新たに会員以外の者が3名以上、 または児童や生徒、学生が3名以上参加する事業	上限20万円, 補助率2/3
まちの未来応援部門 (高校生)	飛騨市内の高校に通う生徒が主体となり市内で自主的に行う事業	上限5万円, 補助率10/10

ここがポイント！対象になる経費・ならない経費

税金であることを意識してください！

■対象外の例

- × 懇親会：飲食費は基本NG（弁当代は条件により千円まで認められる場合あり）
- × 備品：対象事業以外に転用できるものはNG
- × 人件費：団体関係者への人件費・謝礼はNG
- × 経常経費：水道、電気、賃料、施設修繕等の団体運営に係る経費はNG

ここがポイント！対象になる経費・ならない経費

■特に注意が必要なもの

報償費：現金NG、豪華な賞品NG ＊要事前相談

ノベルティ：目的による。大盤振る舞いの内容は対象外。＊要事前相談

旅費：目的が明確なものに限る。算定は市の規定に準ずる。

ガソリン代は目的、行き先、距離等を記入した日報の提出も求める。

宿泊料はホテルの領収書が必要（講師の領収書は認めない）

自己財源の確保に努めてください

事業の予算は限られます。

参加費の徴収により、補助金申請額の抑制にご協力ください。

●補助対象経費 = 参加費・売り上げ等で得た額を差し引いた金額

支出40万円

参加費収入10万円

差し引いた30万円が対象経費（補助率2/3の場合は、20万円の補助）

サポート体制

■まちづくり拠点node(ノード)

まちづくり全般サポートします。
まずはご相談ください。

岐阜県飛騨市古川町殿町8-17
☎ 0577-62-9797



申請者

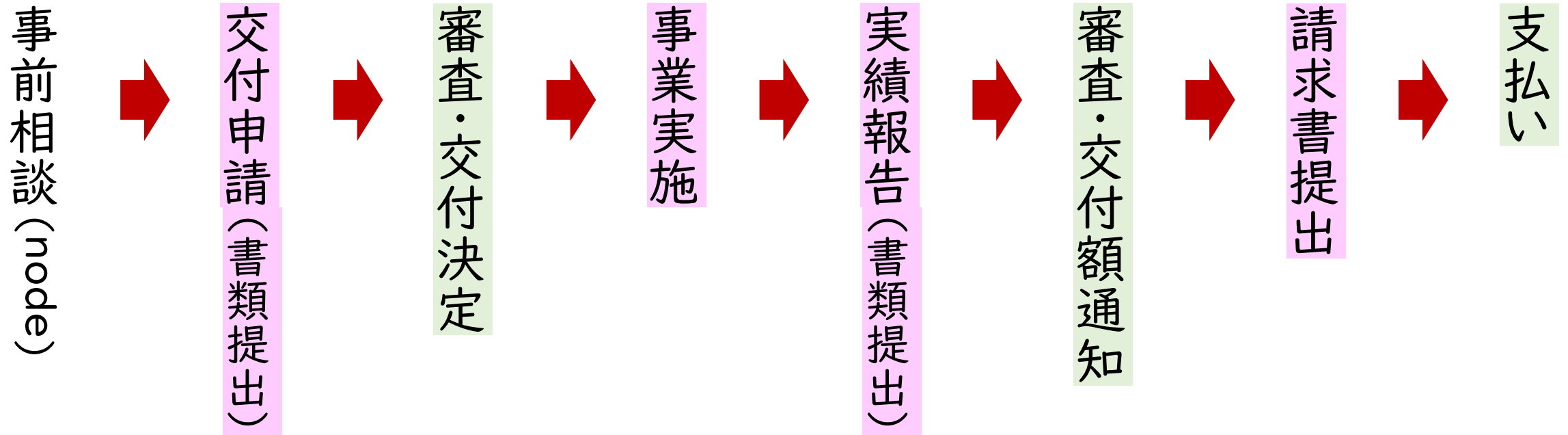


■市役所

相談先紹介。
補助制度相談。
宣伝協力。

申請の流れ

- ✓ 3月末までに実績報告を提出（年度をまたぐことは不可）
- ✓ 審査には時間がかかります。余裕をもって書類を作成してください。



事業実施後の広報

実績報告の提出とは別に、

- 団体紹介と事業報告のスライドを作成していただきます
- 事業報告会への参加と、登壇発表にご協力いただきます

市の補助金=税金

公益性の観点から、市民への周知は必須です

Q.1 事業内容が変更になっても問題ありませんか？

A. 申請時の内容から大きく変更する場合は、変更申請書を提出し、市が認める必要があります。
市に協議がないまま、実績報告の段階で領収書が出てきても補助の対象とできないので、
必ず事前にご相談ください。

Q.2 経費支払いにあたっての注意点はありますか？

A. 交付決定日前に使った経費は対象外です。また、実績報告には領収書の添付が必須です。

- ・ポイントで支払った（支払額0円）のものは対象経費として認められません
- ・事業完了日直前に購入したものは、事業に不要な物品と判断する場合があります。

Q.3 交付決定の額は確実にもらえますか？

A. 事業実施後に提出する実績報告の内容を審査し、最終的な補助額が確定します。

認められない経費が計上されている場合、領収書の写しがない場合などは減額となる可能性もあります。

Q.4 提出する領収書等の内容について注意点はありますか？

A. 内容がわかる明細、但し書きでもらうようにお願いします。

領収書が多い場合は、一覧表をつけて、購入目的や内容などを明確にしてください。

バラバラのまま提出するのではなく、A4紙等に張り付けて審査しやすい状態に整理してください。

原本ではなく、写しの提出で問題ありません。